

平成23年第3回片品村議会定例会会議録第1号

議事日程 第1号

平成23年6月7日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議員派遣
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第33号 片品村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第34号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第35号 片品村下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第36号 平成23年度片品村一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 9 報告第 2号 平成22年度片品村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第10 同意第 3号 片品村教育委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第 4号 片品村教育委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第 5号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第13 同意第 6号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議員派遣
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第33号 片品村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第34号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第35号 片品村下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第36号 平成23年度片品村一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 9 報告第 2号 平成22年度片品村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第10 同意第 3号 片品村教育委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第 4号 片品村教育委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第 5号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第13 同意第 6号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について

会議録1号用紙

片品村議会会議録				第 1 日
平成 2 3 年 6 月 7 日				
出席議員 1 4 名		欠席議員 名		欠員 名
第 1 番	星 野 栄 二			(出 席)
第 2 番	梅 澤 志 洋			(出 席)
第 3 番	星 野 精 一			(出 席)
第 4 番	高 橋 正 治			(出 席)
第 5 番	千 明 道 太			(出 席)
第 6 番	星 野 逸 雄			(出 席)
第 7 番	今 井 功			(出 席)
第 8 番	戸 丸 廣 安			(出 席)
第 9 番	星 野 千 里			(出 席)
第 1 0 番	飯 塚 美 明			(出 席)
第 1 1 番	笠 原 耕 作			(出 席)
第 1 2 番	星 野 育 雄			(出 席)
第 1 3 番	星 長 命			(出 席)
第 1 4 番	入 澤 登 喜 夫			(出 席)

説明のために出席した者の職氏名

村 長	千 明 金 造
副 村 長	萩 原 重 夫
教 育 長	星 野 準 一
総 務 課 長	桑 原 護
住 民 課 長	星 野 純 一
保 健 福 祉 課 長	吉 野 耕 治
農 林 建 設 課 長	萩 原 正 信
むらづくり観光課長	木 下 浩 美
教 育 次 長	佐 藤 八 郎
会 計 管 理 者	星 野 朋 美

事務局職員出席者

事 務 局 長	桑 原 健 一 郎
主 査	星 野 照 子

議長（高橋正治君） ただいまから、平成23年第3回片品村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

午前10時05分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋正治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番 星野精一君及び5番 千明道太君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（高橋正治君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの8日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月14日までの8日間に決定しました。

日程第3 議員派遣

議長（高橋正治君） 日程第3、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第122条の規定により、お手元に配りました議員派遣書のとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、議員派遣書のとおり派遣することに決定しました。

日程第4 一般質問

議長（高橋正治君） 日程第4、一般質問を行います。

通告に基づき、順番に発言を許可します。

1 番、星野栄二君。

(1 番 星野栄二君登壇)

1 番(星野栄二君) はい、1 番。

1 番 星野栄二でございます。

まず、去る3月11日に発生いたしました東日本大震災による被災地並びに被災者の皆さんの一日も早い復旧・復興を願い、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、これより通告による一般質問を行いたいと思います。

一番目といたしまして、東日本大震災による被災者の支援等の対応についてでございますが、東日本大震災による未曾有の災害と福島第一原発による被害に伴い、いち早く片品村において被災者を受入れ、現在でも支援しているところでございますけれども、先般の臨時議会での受入期日が、7月中旬までとのことでしたが、被災地の現況、又は報道からしますと長期化すると思いますが、片品村としての今後の支援体制と、今現在おられる被災者の方々の雇用対策、また災害地域の企業に対しての企業誘致・支援等をどうに考えているのか、村長にお聞きします。

二番目といたしまして、国道120号線の椎坂トンネル開通後の対応についてでございますが、群馬県が進める七つの交通軸構想の一つであります尾瀬軸、いわゆる国道120号線の整備でございますけれども、片品村の生活・産業・観光のルートとして、もっとも重要な幹線ルートであります。念願でありました椎坂バイパスが開通に向けて、ご存知のとおり二本のトンネルのうち、椎坂・白沢トンネルの1,653mが貫通し、もう一つの椎坂・利根トンネル510mもこの夏から掘削が始まります。平成26年の供用開始に向けて工事が進んでいるところでございますけれども、椎坂バイパス開通後には、環境・生活・観光・産業の面から変わろうとしています。

そこで椎坂バイパス開通後の片品村の対応についての考えと、国道120号線の片品村内の道路状況もですね、交通事故の多発箇所・落石等の危険箇所・大雨等による交通規制等、まだまだ整備が必要な場所があると思いますが、椎坂バイパス開通に伴い、道路管理者である群馬県県土整備部等への片品村としての働きかけや災害対策及び道路整備促進の具体的な考えがあれば、村長のお考えをお聞かせください。

以上、おおまかに二点を私の一般質問とさせていただきますが、答弁の内容によっては、自席にての再質問をさせていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

議長(高橋正治君) 村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

星野栄二議員の質問にお答えいたします。

まず、今回の大震災により被災された皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

では、第一点目の東日本大震災による被災者の支援等の対応について、一つ目の質問、片品村における今後の被災者受入れについての考え方ではありますが、今回の受入れは、あの甚大な被害を受けた被災者の方々に、少しでも安心して生活をしていただきたいという気持ちで、片品村民宿旅館組合連合会と相談し、議員各位及び受入宿を始め、多くの関係者の皆様のご理解とご協力を賜りながら進めてきているところであり、心から厚くお礼と感謝を申し上げます。

当初、1か月を目安として受け入れてきましたが、原発事故が収束に至っておらず、福島県及び南相馬市等と協議の結果、国の財政的支援の見通しがついたこともあり、議員各位及び受入宿等のご理解を得て、7月中旬まで受入れを継続することとし、今日に至っているところでもあります。

現在、相変わらず原発事故は先行き不透明な状況で、昨今の報道等によりますと、避難指示が長期化するとの懸念が示されています。

5月25日に桜井南相馬市長が、お礼と状況説明に来村された際にも、事故の収束がなく、かつ、生活基盤が成り立っていないことに触れ、なかなか南相馬市に戻れないのが現実と話されていました。

片品村として7月中旬以降、どうするのかにつきましては、片品村民宿旅館組合連合会と相談し、受入宿等の事情もお聞きし、桜井南相馬市長とも協議をした上で判断し、議会に相談してまいりたいと考えているところでもありますので、ご理解のほど、よろしく願いを申し上げます。

次に二つ目の質問、被災者の雇用問題及び企業誘致についての考え方ではありますが、被災されて来られている方が、仕事に就き働くことは、生活資金面のみならず心のケアの面からしても大事なことであると思っています。ややもすると、部屋に閉じこもりきりになるなど孤独になりがちです。そうならないためにも少人数で分宿し、少しでも普通に近い生活ができるように努めているところですので、就業されることは、とても意義があることと思っています。

4月7日には、地元企業等にお世話になり、村民や被災者を対象とした村主催による従業員募集企業説明会を行ったところでもあります。

また、県の緊急雇用対策事業を活用し、被災者用巡回車両の運行事業や被災者用憩いの場運営事業により、現在、被災者10人が就業されているところであり、今後、同事業により、村内の環境美化などのために雇用を増やしていきたいと考えているところでもあります。

企業誘致につきましては、従来より努めているところですが、大震災関連では、牛や馬などの避難を村営牧場等で受け入れ、産業化することの検討、また加工工場など会社ぐるみでの避難を受け入れて、村民等の雇用の場づくりの模索も検討をしたところではありますが、実現には至っておりません。

今後も継続して、情報収集など行い必要があることについて、検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、二点目の国道120号線椎坂トンネル開通後の対応について、一つ目の質問、トンネル開通による片品村の観光産業について、どう考えるかであります。椎坂峠のトンネル化は、私たち片品村民にとって長年の悲願でありました。

平成26年が供用開始予定であります。完成いたしますと峠道特有の急カーブ31か所や急坂が解消され、平常時には約9分短縮、積雪時には約18分短縮されると言われています。国道120号線は、私たちの生活道路のみならず、片品・尾瀬・日光方面を結ぶ重要な観光ルートであります。難所が解消され、時間短縮され、豪雨などによる通行止めの心配がなくなることは、行きやすいということで片品村が身近に感じてもらえ、観光産業にとって多大な効果があると思っているところであります。

首都圏を中心に、関越道や東北道そして日光市などを視野に入れ、従来にも増して広域的な観光の取組を行っていきたいと考えております。

その一つが、総合計画後期基本計画のシンボルプロジェクトに掲げてあるように、村全体を考えた憩いともてなし・交流と連携の拠点づくりであります。

椎坂峠のトンネル化を、村の基幹産業である農業と観光産業の更なるステップアップとするチャンスと捉え、しっかりと取り組んでまいり所存であります。

二つ目の質問、国道120号線の片品村内の道路整備と促進についてであります。村内の国道120号線の中では、特に須賀川・鎌田間が狭い所が多く、大型車両の交互通行には支障を来していましたが、大崖付近については現在拡幅工事が行われ、整備が進められているところであります。

須賀川橋関係については、現在土木事務所で調査を進め、検討をさせていただいております。今後も早期に整備ができるよう土木事務所をお願いしてまいりたいと思いますので、議会の皆様にもご協力をお願いしまして、星野栄二議員への答弁とさせていただきます。

1番（星野栄二君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 1番 星野栄二君。

1番（星野栄二君） はい、1番。

支援に関する今後の予算でございますけれども、災害救助金の支給が見込まれるとのことですが、時期的にいつ頃になるのでしょうか。

議長（高橋正治君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

今回の取組につきましては、幸いに片品村の取組は、群馬県に報告をし、そして群馬県

から福島県に片品村の受入れが連絡された中で、去る3月17日に南相馬市と双葉町の両方から被災者の受入れについての連絡が入りました。そこで片品村としては、判断を福島県庁にお願いすることにいたしました。結果として福島県の災害対策本部から南相馬市を受け入れてほしいとお願いされました。

その後の法律の中で、災害救助法と今回の片品村の取組が合致したということで、災害救助法が受けられることとなりました。

そうした中で、先日、福島県経由で文書が届きましたが、この関係については、かつての災害救助法は、炊き出しが一人一日1,010円、そして施設の使用料が300円ということで、合計で1,310円が一日の費用として見られていましたが、今回、群馬県の幹部もこの関係が、片品村を基本にしたようなと言われるように、民間の宿泊施設を利用したこの受入れも厚生労働省に認められ、そしてこの関係の災害救助法の支援の金額が、炊き出しが1,500円、施設の使用料が1,000円、合計で2,500円。つまり片品村がお願いしたその金額が、いずれ全額また片品村に入ってくるそのような方向になっております。

期日については、まだ先になりますけれども、当面は片品村が費用を立て替えておいて、そして福島県経由で片品村に来るということを、是非理解していただきたいと思います。

以上であります。

1番（星野栄二君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 1番 星野栄二君。

1番（星野栄二君） はい、1番。

ただいまの説明は分かりました。

次に、今現在、被災者や被災地域から片品に移住したい、又は片品村で起業したい企業等の要請というのは、あるのでしょうか。

議長（高橋正治君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

その関係については、担当課でありますむらづくり観光課長に説明をさせます。

議長（高橋正治君） むらづくり観光課長 木下浩美君。

むらづくり観光課長（木下浩美君） はい。

片品村に移住はどうなっているのかということですが、片品村は親切な人が多いと、是非この村民になりたいという話は良く聞きます。

現在、こちらのほうに住所を移転されて移住された方は、一世帯三人がいるというふう
に承知をしております。

以上でございます。

1 番（星野栄二君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 1 番 星野栄二君。

1 番（星野栄二君） はい、1 番。

片品村も少子高齢化が進む中で、そうした方々が安心して移住できるような最大限の努
力を進めていただきたいと思います。

次に、先ほど村長から説明がありました件でございますけれども、片品村第3次総合計
画の中に尾瀬の郷駅という構想があったかと思いますが、そのための早期実現が片品村の
観光と産業の活性化につながるとともに、雇用の場が生まれてきますので、一日も早く推進
していただきたいと思います。

続きまして、椎坂バイパスの件ですけれども、椎坂バイパスが平成26年に供用開始す
ることに伴い、交通量も多くなり増加が見込まれます。そこでまだ未整備箇所がありますが、
長年の懸案であります金精峠の年間開通はもちろんですけれども、特に村長からの説
明にありました国道120号線の須賀川橋付近の整備が急務だと思っています。

地元須賀川の地区としてですね、以前に角田政弘議員のほうから片品村に請願・陳情を
していると思っておりますけれども、その後の経過が先ほどの説明の中で、進んでいるとい
うことでありましたので、そのようなことでよろしいのでしょうか。

議長（高橋正治君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

そのとおりであります。

今そのように進んでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

1 番（星野栄二君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 1 番 星野栄二君。

1 番（星野栄二君） はい、1 番。

一日も早く、そういった整備ができるように、村を挙げての取組をお願いしたいと思
います。

また、今後の整備促進にあたりまして、難問題等いろいろあるかと思っておりますけれども、

幸いにして地元議員に星野精一議員もおりますので、二人で力を合わせて推進・協力にお手伝いをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上で、1番 星野栄二の質問をこれで終わります。

ありがとうございました。

議長（高橋正治君） 次に、8番 戸丸廣安君。

（8番 戸丸廣安君登壇）

8番（戸丸廣安君） はい、8番。

8番 戸丸廣安です。

通告に基づきまして、村長に質問をさせていただきます。

私たち議員は、村民の安心・安全を第一義的に考えなければならない宿命にあると言えましょう。今は、特にそういう時だと思っております。

なぜなら大震災が東日本の広範囲に起こってしまったからであります。被災者を先んじて受け入れました本村片品村は、その誠意と努力に一定の評価を受けておりますが、決して安心はできません。今後も片品自身が、被災地とは成り得ないと言いたいのですけれども、言い切れないからであります。

それで、かなりの人の関心事だと思われまます村の耐震・防災施策につきまして、村長に質問をいたします。

まず第一に、将来の後継者・指導者を育てています村内の小・中学校の校舎など、インフラ面での現状はどうでしょうか。大分、老朽化が進んでいるとも言われております。傷み具体は、相当なものでしょうか。耐震という観点で、実情をどう表現をいたしますか。そしてそれを改善するための必要条件というものはなんでございましょうか。答弁をお願いいたします。

二つ目の質問ですが、いざという時のために、起きてはほしくないわけですが、それを想定して、そして危険回避の一方策として、鎌田立沢線つまり上郷道路の防災面における、例えば迂回道路としての役割を、どう思いどう担おうとしておられますか。

また、問題があるとすれば、それはなんででしょうか。お答えをお願いします。

三つ目ですけれども、防災機能としてのそしてライフラインとしての金精峠とその近くの国道120号線の役割についての質問であります。

もしもの場合、避難路として考えざるを得ない、孤立したくないとの声もよく聞くようになりました。そうしたことを考えることは決して無駄ではないし、いや大事なことだと思います。ライフラインの確保とともに、その整備という観点で、金精峠とその周辺をどう考えますか。

白根の噴火がもしもということとなれば、避難場所の心配があるとの声も聞かれ始めました。ならば金精峠とそれに伴った国道120号線の役割は、高まるように思えてなりません。この点の村長の所見をお聞かせください。

防災に強いライフラインにするには、この峠が冬季も通行可能とならないといけないと思います。通年往來を可能にするようお願いしたいものであります。いかがでしょうか。

以上、質問をいたしました。

なお、追加の質問をお願いするかと申し上げますけれども、その時はよろしくお願いを申し上げます。

議長（高橋正治君） 村長、千明金造君。
(村長 千明金造君登壇)

村長（千明金造君） はい、村長。

戸丸廣安議員の質問にお答えいたします。

村の耐震・防災施策と計画について、一つ目の質問、村内の小、中学校校舎、施設の耐震面における実情についてであります。昭和56年以降に建築された施設につきましては、改正建築基準法に則って作られていますので、耐震基準を満たしております。

昭和56年以前に建築された施設につきましては、耐震診断を実施して、基準を満たさないものについては、耐震補強を実施することになっております。

村の学校施設につきましても、平成12年から19年度にかけて耐震診断を実施いたしました。

国土交通省の示した目安では、耐震指標が0.6以上であれば、地震による倒壊の危険性が低いとされております。

村内各学校の診断結果では、0.6未満の施設が、片品小学校の西校舎が0.42、片品中学校の教室棟が0.51となっております。南小の体育館と武尊根小の校舎については診断が済んでおりませんが、建築年から考えて基準以下であろうと推測をされます。

他の施設につきましては、建築年が昭和56年以降であること、また中学校の体育館では平成21年度に耐震補強工事が済んでおりますので、地震に対しての倒壊の危険性は低いと判断されます。

次に、それらの耐震強化の計画はどのことですが、学校施設は、災害等が発生した場合の避難場所にも指定されているところでもあり、なにより未来を担う子どもたちの学び舎であります。

文部科学省では、平成27年度までにすべての学校の耐震補強を完了するように指導をしております。

私といたしましても、そうした危機意識は以前から持っておりました。そこで、本年3月議会において、片品村立学校のあり方検討委員会設置条例を制定させていただき、去る6月2日に委員会を立ち上げさせていただきました。

1年以内に学校のあり方について、答申をいただく予定になっております。

その答申を参考にして、耐震補強計画についても早急に、具体的な計画を策定したいと考えております。

次に、そのための必要要件はとのご質問であります。第一に、ただいま申し上げた学校のあり方についての基本方針の確立と具体的な実施計画の策定であります。

次に、その計画を実施するための資金が必要になります。このことにつきましては、議員各位のご理解をいただきまして、平成22年度に1億円を学校建設基金に積み立てました。中学校の体育館改修から見ても多額の資金が必要になると考えられますので、今後も計画的に準備していく考えでありますので、ご理解をお願いいたします。

二つ目の質問、上郷道路の防災面での役割認識と課題と整備計画はについてであります。村道鎌田立沢線については、これまでも国道120号線の立沢鎌田間の災害や火災発生時には迂回道路として幾度となく、その役割を果たしてきました。

生活路としてはもちろん、中学校の通学路、サエラリゾートの進入路、野菜集配センター搬入・搬出路としてその役割は大きく、これまでも土地所有者の協力のもとに、新宇毛内橋の整備をはじめ、多くの改良を行ってきたところであります。整備につきましては今後とも進めていきたいと考えております。

防災面ですが、群馬県では、地震発生時に通行を確保すべき道路として緊急輸送道路を指定していますが、片品村の中では、第2次道路として国道120号線の鎌田から沼田方面、第3次道路として鎌田から日光方面、水上片品線、平川沼田線が指定されています。

村道については指定はありませんが、災害時にはそれぞれ平行している鎌田立沢線を始めとする村道が、輸送用として確保できるよう今後も整備を進めていく所存であります。

三つ目の質問、金精峠の果たす役割への所見と通年開通への努力と策はについてであります。国道120号線金精道路は日光国立公園内にある、特にその景色は美しく、地域の産業振興だけでなく、観光産業にも大きな役割を果たす重要な国道であります。

このほか、災害時における防災道路としての大事な道路であることは言うまでもありませんし、金精道路の通年開通の必要性は極めて大切であると考えております。

そのため、栃木県日光市との協調は必要不可欠であることから、数年前から首長同志交流を始めさせていただき今日に至っております。村長といたしまして、以前に増して県・国当局に働きかけ、強く要望してまいりました。

その甲斐あってか、昨年は初めて栃木・群馬両県の土木部局が打合せを行うなど動き出していただきました。

今後とも両市村、協力をしながら一層努力を続けていく所存でありますので、議会の皆様方のご協力をお願い申し上げて、戸丸広安議員への答弁とさせていただきます。

8番（戸丸廣安君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 8番 戸丸廣安君。

8番（戸丸廣安君） はい、8番。

ありがとうございました。

追加の質問をさせていただきたいと思います。

まず、村内の小中学校校舎についての耐震の実情の説明をいただきましたので、その中で南小・武尊根小は基準以下と思われますと言われました。ほかでも補強の必要性を強調していただきました。具体的にこれらに対してどのような手だてを、今後成していられるおつもりなのか。

そして村立学校のあり方についての条例に基づいてできました委員会が、実際に動き始めましたけれども、その委員会を参考にして対応を、耐震の要件といいますか、対応したいということでしたけれども、その場合に同時並行的に対応されていられるのか。それとも最終答申を待った上で、具体的に対応ということで、村としての対応を決めていられるのか。

その辺の点をまずお聞きいたしたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（高橋正治君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

廣安議員の一点目の再質問でありますけれども、先ほども申し上げましたように、去る6月2日に検討委員会を立ち上げさせていただきました。1年以内に答申をいただく予定となっております。

その答申を待って具体的な計画を策定し、そしてそれに取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

8番（戸丸廣安君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 8番 戸丸廣安君。

8番（戸丸廣安君） はい、8番。

答申を待つからということ強調されましたけれども、できるかぎり早急な対応が必要かと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

二つ目の追加の質問ですけれども、二番目に伺いました防災面で見ました上郷道路に関するその役割の認識・課題の点ですけれども、整備につきまして今後も進めていきたいとこのように答弁をいただきました。

今後とも進めていくという点におきまして、とても関心を強く持つところでもありますけれども、ならば具体的にはどのようなお考えを持っておられるのか、もう少しお考えを表現といいますか、表していただきたいというふうに思います。

また、いわゆる難所場所もございますけれども、その辺も受けて答弁が可能でありましたらお願いをしたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

議長（高橋正治君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

それでは廣安議員の二点目の再質問に対してお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、この上郷道路については、当然整備を続けていきたいという説明をさせていただきました。

ただこの中で、ご理解をしていただきたいのは、村道でありますので、やはり用地の確保が大切であります。議員の皆様方、あるいはまた地元の方々の協力をいただけて用地が確保できたならば、村としてはいち早くそれに取り組んでいきたいと、そのように考えておりますので、これからもよろしく願いいたします。

8番（戸丸廣安君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 8番 戸丸廣安君。

8番（戸丸廣安君） はい、8番。

ありがとうございます。是非お願いをしたいと思っております。

三つ目、これは三番目の質問に関してでありますけれども、日光とつながる金精峠、120号線の中でも難所地域と見られております金精峠、この両側にまたがる片品村と日光市との協調あるいは協議が議会はもちろんですけれども、両自治体において進めているというこの事実はとても大事なことでこのように理解をしております。

かつまた、答弁にもありましたが、国・県に働きかけを強めていただいた結果でありましょう、栃木県と群馬県の土木部局における協議というものが進んでいるということにおいて、これもまた大きな進展がなされ、かつまた、今後が期待できるというこのような点であろうかと思っておりますけれども、このような動きを受けまして、今後次への働きかけとして本村としては、何をどのようにしていくか。独自で、あるいは日光市との関係で、あるいは群馬県との関係で、あるいは国との関係で、どのようなことを行っていくか。その辺について言及できる範囲でもかまいませんけれども、是非よろしく願いいたします。

議長（高橋正治君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

金精峠の年間開通の再質問について、お答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、私は常に国・県あるいはそうした会合の中で、椎坂トンネルの次は金精峠の年間開通だと、それを常に強く訴えております。

そうしたことから、昨年に群馬県と栃木県の土木部局の会合が始まったと。これはまずはスタートであります。それは県の土木部局も私に「これがスタートで、今後これを継続していくんだ」とそのように話を受けておりますので、まずは椎坂峠の道路の完成、その次に金精に取り組む。そのように常に行動しておりますので、ご理解をしていただきと思います。これからも一生懸命がんばるつもりでありますので、ご支援をよろしくお願いいたします。

8番（戸丸廣安君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 8番 戸丸廣安君。

8番（戸丸廣安君） はい、

村長の熱い思い、また努力をこれから続けるということにおいて、期待感とともに議会ができる最大限の努力をしていく、その一員として私も最大限努力をさせていただくにいたします。

以上、この3点を含め防災・耐震分野におきまして、最大限の努力を村当局としてしていただきますように、今までの努力に対して敬意を表するとともに、更なる努力を期待しまして私の質問そしてお願いとさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（高橋正治君） 次に、12番、星野育雄君。

（12番 星野育雄君登壇）

12番（星野育雄君） はい、12番。

通告書に基づき、3件質問します。

1 特別養護老人ホームの整備について

（1）少子高齢化が進行し、要介護者が増大している中で、村が公設民営の特別養護老人ホームを建設する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

（2）その事前対策として、村の介護保険事業計画を策定して、県に整備要望を行う必要があると思いますが、いかがでしょうか。

2 固定資産税について

地方税法第348条は、固定資産税は公共の用に供する道路に対しては課することはできないと定めています。

本村では、道路になっていても相続登記ができていない土地などに、固定資産税を課税している場所があります。

村としてこのような土地については調査し、早急に非課税処置にすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

3 教育振興対策について

片品村立学校のあり方検討委員会に、著しい少子化が進行する中での望ましい村立学校のあり方について諮問されました。

この諮問事項の中に、小学校の統廃合問題が含まれているのですか。

以上3点、村長の答弁をお願いします。

議長（高橋正治君） 村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

星野育雄議員の質問にお答えいたします。

始めに、村が公設民営の特別養護老人ホームを建設する必要があるとの質問ですが、現在、要支援・要介護の認定者数は234人でそのうち、介護度の高い要介護4及び要介護5の認定者数は65人でございます。

この認定者65人のうち42人が、介護老人福祉施設を利用していますが、認定されても自宅で介護を受けている方や病気治療のため入院されている方もおりますので、認定数とは一致しません。

現在、村内には、特別養護老人ホーム桜花苑・いろはデイサービス・とね訪問看護ステーション片品の民営施設がございます。

桜花苑では、長期入所及び短期入所並びにデイサービスや訪問介護事業も行っております。

しかし、要介護認定者が年々増えていく中で、その対応については事業所開設希望者や既存事業所の増設・増床の計画案があれば、群馬県で定める高齢者保健福祉圏域である利根沼田広域圏や群馬県あるいは村内事業所と協議を進め検討していく所存でございますので、議員の皆様方の特段のご指導とご協力をお願い申し上げます。

第二点目の固定資産税についてのご質問であります。固定資産税については、地方税法に非課税についての規定があり、「公共に供する道路については課税することができない」とあります。

公衆用道路等に対する非課税は、登記簿による基本原則がありますが、測量図等の提出による根拠が明らかな場合には、最終的に現地調査をして、現況課税で対応しても良いことになっておりますので、これらに基づいて実施しております。

しかしながら、年月が経過した等の理由で、境界確定が困難で地積が確認できない場合や相続登記が済んでいないために、分筆や所有権移転等の未登記があり、税法上でいう正当な根拠が確認できないために、登記地目で課税せざるを得ないものもあります。

お互いの権利が絡むものであり、行政庁が職権で一方的に決めることは適当でなく、その適用は厳格にすべきであり、公正な調査を行うためにも所有者の非課税申請書が必要となります。

そこで、ご質問にある非課税措置のための調査をし、早急に非課税にすべきであるというご質問につきましては、事案の発生時点で、道路の現地調査への立会いと非課税申請をお願いし、完了後における早急な事務処理を考えております。

また、境界確定等が困難な場合は、当面の処理として公図に基づく道路現況図により、道路部分の面積を算出し、非課税処理を行う予定でおります。

その後において、道路敷が確定した段階で、正式な事務処理を行う予定でおります。

第三点目の教育振興対策についてのご質問で、片品村立学校のあり方検討委員会へ小学校の統廃合問題を諮問するのですかとのことではありますが、6月2日に第1回の委員会を開催いたしました。

その中で、「著しい少子化が進行する中での望ましい村立学校のあり方について」を諮問いたしました。

育雄議員も総務文教常任委員長として委員に参画いただいております。その中で、諮問はただいま申し上げた少子化が進行する中での望ましい村立学校のあり方について、諮問をしたのもであります。その辺を理解をしていただきたいと思います。

以上で、星野育雄議員への答弁とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

12番（星野育雄君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 12番 星野育雄君。

12番（星野育雄君） はい、12番。

特別養護老人ホームの整備について、村長の答弁があったわけですが、片品村の総合計画後期計画策定のための人口予測によると、若年者人口が減少し、高齢者人口が増加しています。

現在、老年人口のうち要介護・要支援認定者は229名おります。そのうち介護老人施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設入所者が62名おります。

4年後の人口は、4,463名で、高齢化率40.5%と推計されています。高齢化率が高まるほど要介護・要支援認定者が増加すると考えられます。

高齢者が、安心して暮らせる村づくりを実現するため、要介護・要支援認定者を守る具体的な政策を村長に伺いたい。

以上です。

申し上げます。

議長（高橋正治君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

育雄議員の介護の関係の再質問に対して、お答えさせていただきます。

ただいま申し上げましたように、事業所の関係者と当然のことながら相談をした中で、そして広域圏である利根沼田広域あるいは群馬県と協議を進めていくということになりますので、その辺について繰り返しになりますけれども、そういった方向で進んでおります。

また、詳細につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

議長（高橋正治君） 保健福祉課長 吉野耕治君。

保健福祉課長（吉野耕治君） はい。

質問に対してお答えいたします。

今年度平成23年度に、次の平成24年から26年度までの3か年を1期とした第5期計画を策定しなければなりません。この策定にあたっては、各事業所等と協議を重ね、より良い計画を作りたいと思っておりますけれども、また議員の皆様方のご指導をよろしくお願いしたいと思います。

12番（星野育雄君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 12番 星野育雄君。

12番（星野育雄君） はい、12番。

以前ですね、説明した時も同じような答弁でありました。

今課長が説明のとおり、これから今年、村で介護保険事業計画を作らなければ、来年から3年間に、もし今言われる事業所で増床したいとか、又は増設したいとかということのようなことがあっても、県の計画に村から計画を挙げないと県の計画に載らないんですね。

それで私も桜花苑の評議員をお世話になっていて、直接評議員会、理事会と一緒にですね、そこで理事長にもっと増床したほうが良いんじゃないかという、増床する計画はないかと聞いているんですが、とにかくお金が掛かって増床する余裕がないという答えなんです。

したがって、村のほうで桜花苑のほうに聞かれてもですね、そういう計画はありませんという言葉が返ってくるのでないかと思います。

したがって、こういう高齢者人口が10人に4人という時代に入るわけですから、今から少なくとも片品村で施設を造って、それを指定管理者といいますか、そういう制度を利用して専門の業者に経営を委託するという形をとらないと、なかなか現在の桜花苑だけじゃないと思いますが、そのほかの事業者も特別養護老人ホームを増設、又は増床するということができないような経済状況になっているということでございます。

それでご承知のとおりですね、桜花苑ばかりではなくて特別養護老人ホームに入所した

場合は、その個人負担金がですね、年金でまかなえる範囲ぐらいの8万円ぐらいで済むと。だけでも一般の老人保健施設に入るとその倍くらい個人負担が掛かるので、非常に経済的に困っているという話をあちこちで聞きます。

そういうことなんで、もし公設が全部無理ならですね、ほかの市町村でもやっていますように、そういう特別養護老人ホームを造る場合、又は増床する場合に村からですね、前回奈義町に行ったところ8割の補助金を出しているそうです。

だからそういうことで、安心して身体が不自由になっても片品村でですね、そういう施設で、地元でお世話になれるように今から考えておく必要があると思うんですね。

そういうことで提案をさせていただいているわけですので、是非これは村としても将来を考えてですね、ますます少子高齢化は進行するばかりですから、その辺を真剣に考えていく時期ではないかと。

それには村として今年度中に、みんなで相談して関係者で相談して村としてですね、介護保険事業計画というものを立てて、県の計画にせめて載せておくような方向で努力をしてもらいたいというふうに思いますが。

これは担当課長でも村長でも結構ですから、この辺の将来に向かってのお年寄りの要介護・要認定者を守る具体的な政策を立てていってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（高橋正治君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

育雄議員が以前と同じ質問というような今お話がありましたけれども、当然のことながら質問が以前と同じであれば、考えも同じであります。

そうした中で、やはり村内にある施設と協議をしていくことが大切でありますし、もう一点は、少し考えていただきたいのは、椎坂峠ももうすぐトンネル化になります。この問題についても、今利根沼田の広域圏で取り組んでおりますので、この広域圏の取組を最大限活かしていきたいとそのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

12番（星野育雄君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 12番 星野育雄君。

12番（星野育雄君） はい、12番。

村長、前も同じ答弁をしましたが、広域圏に私聞いてみて文書もいただいておりますが、広域圏では、この問題については関わっていないそうです。ですから県にも聞いてみましたが、村対県ということでやる問題だというふうに私は理解しています。

議長（高橋正治君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

広域圏が関わっていないということは、補助金の関係で関わっていないということで判断をしていただきたいと思います。

以上です。

（10番 星野育雄君 「以上で終わります」と呼ぶ）

議長（高橋正治君） 次に、3番 星野精一君。

（3番 星野精一君登壇）

3番（星野精一君） はい、3番。

通告に基づいて、I ターン対策の推進についてというテーマで、質問をさせていただきます。

政治の本質とは一体なんだろうか。私は、常に自分自身に問いかけます。

しかし、答はいつも決まっています。未来に向けて希望の架け橋を造るためのものだと。次の世代に「心豊かな社会」というバトンを渡すために、あらゆる知恵をしぼり力を注ぐのが、政治の大本であると、私は確信をします。

昨年の暮れに政治団体を立ち上げてから約120日間、村中をくまなく歩きました。二十代、三十代の若者たちと、これからの片品を語り合いたかったからです。

しかし、この間に痛感したのは、予想をはるかに超える少子高齢化と過疎の現実です。未来を語ろうにも若者の絶対数があまりにも少ないのです。数字を上げてみるとより一層の切迫感が浮き上がってきます。

住民基本台帳によれば、二十年前、片品の人口は6,773人、生まれた子供が72人。十年前の平成13年で6,148人、子供は48人。それが平成23年3月31日で5,188人、出生数に至っては22人。人も減りましたが、生まれてくる子供の数が著しく少なくなっています。

ここにいる皆さんも自分の中学校の時の同級生の数と比べてみると、その実態が実感になると思います。ちなみに、五十年前の片品村の人口が8,500人あまり、昭和34年生まれ私の同級生は185人おりました。

過疎にも質があります。全体に減っていけば、社会構成率はそう変わりません。

しかし、少子化が進むほど逆三角形は、まるでコマのごとく一点に重みが集中します。

平成23年3月に出了された第3次片品村総合計画の人口推計値を見ると、平成32年、今から十年後には、村の人口が4,000人を割り込み、0歳から14歳までの年少人口は7.6%と予測されています。年少人口が平成17年で14.4%、23年3月で11.2%。日本国の人口が減少に転じた今、過疎という列車を止めることは、かなり容易ではないでしょう。

しかし、そのスピードをできるだけゆっくりとするためには、行政の優先課題として「より多く生んでもらう片品」「残ってもらえる片品」「戻ってもらえる片品」そして「移り住んでもらえる片品」、この四つのテーマをバランス良い政策の元に実践していく必要があります。

「より多く生んでもらう片品」については、私の弟がこの時代に7名の子持ちですので、どういうふうな心がけをしたらば明るい家族計画ができるのか、また質問するのもいいかもしれません。

また、私の弟も公務員、公の僕ですので、できる範囲で答える務めもあると考えます。

私は、十年ほど前から自分のライフワークとして、元気のある若者に移り住んでもらえる環境づくりをしてきたと自負しております。そしてこれを一步前に進めるためには、政治の力が必要であると考えました。今回、村会議員に立った大きな理由の一つでもあります。

茨城からスノーボードが縁で移り住み、神奈川から嫁さんをもらい子供を二人もうけた若者がいます。村に人口が4人増えました。冬山ガイドの仕事を立ち上げて、たくましく生きています。まだ小さな経済ですが、それでも我が村に外からお金を呼び込んでいます。

やはりボードがやりたくて片品村にやってきた二人がいます。結婚をし、農業を始めました。「将来、加工にも力を入れて雇用も生み出したい」と言ってくれます。

青森から雪が縁でやって来て、カフェを始めた男がいます。片品の若者の憩いの場として地域に根付いた暮らしをしています。

彼らは、確実に我が村に活力と新しい風を運び入れてくれました。まだたくさんの若者が移り住んでいますが、そのほとんどは人の縁あつてのものです。

私は行政が、積極的に早急に最優先課題の一つとして「移り住んでもらえる片品」の基盤整備をする必要があると考えます。

具体的には、役場内に「Iターン対策係」の設置。既に移り住み生活基盤を作り上げた方たちの中から「Iターンアドバイザー」の選出及び依頼。これは農業・ガイド・IT・その他の分野からです。空き家を村の信用での貸し出しなど、若者が入ってきてくれるきっかけを行政の信用を持ってして、戦略的に実行すべき時ではないでしょうか。

先ほど、私は過疎の質と申しましたが、少子化にも質があると考えます。ここでは出生数に占めるIターンの率と私は位置づけますが、昨年生まれた22人の子供のうち、私の知っている限り4人の赤ちゃんの両親がIターンです。

私たちこの村で生まれ育った者は、入って来てくれた人々に対して、いとも簡単に「よそ者」などと表現をしますが、彼らは決してよそ者ではありません。片品に人一倍の愛情と思い入れを持ち「移り」「住み」「暮らす」かけがえのない大切な村の構成員であります。

22分の4人という数字は、それほど重いものがあると私は考えます。

どんな立派な橋や建物も将来そこを渡る人や使う人がまばらでは、何とも切ないものがあります。

「心豊かな片品」というバトンを手渡す人を育てるため、現時点での村長の取組及び方

針などを是非お聞かせください。

以上です。

議長（高橋正治君） 村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

星野精一議員の質問にお答えいたします。

Iターン対策の推進について、一層の少子高齢化、逆ピラミッド型の社会になることが予想される中で、行政の優先課題として、「移り住んでもらえる片品」の基盤を早急に整備する必要があるのではないか、その取組についての考えをとのことでありますが、今年4月にスタートした第3次総合計画後期基本計画において、若者の新たな雇用の場づくりを基本テーマとして、若者雇用創造に向けてのシンボルプロジェクトを掲げ、重点的に取り組んでいるところでございます。これは、Iターンにしても、Uターンにしても、若者の就労の場づくりが大事であるとの考え方からでございます。

このシンボルプロジェクトを推進するために、今年4月には、むらづくり観光課内に若者雇用創出室を新たに設けたところであります。若者等の店づくり、体験学習やヘルスツーリズムの推進、6次産業化の推進、長期滞在や国際観光の推進などを図るとともに、村全体を考えた「憩いともてなし」「交流と連携の拠点づくり」に取組、若者等の雇用創出を図ってまいりたいと計画しているところであります。

また、今年度、村外者の定住促進を図るために、県の緊急雇用対策事業を活用し、空き屋物件の調査、掘り起こし、情報提供などを行う事業をJ A利根沼田に委託したところであります。

また、同時に今年度、定住促進事業家賃補助金制度を新たに設けたところであります。

これらをしっかり推進していくことが、「移り住んでもらえる片品」の基盤整備に繋がると考えているところであります。

今回の大震災被災者受入れに伴う若者等のボランティア活動の取組は、実に頼もしく、行動力もあり、若者の力を再認識したところでもあります。

我々、年長者のみが定住促進を考えるのではなく、既に移り住んでいる若者の感性や行動力なども大いに頼ってまいりたいと考えるしだいであります。その具体的方法として、Iターンアドバイザーなども含め、検討してまいりたいと考えております。

以上、ご理解をお願い申し上げまして、星野精一議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

3番（星野精一君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 3番 星野精一君。

3番（星野精一君） はい、3番。

既に移り住んで来た若者と話をすると、行政の対応の窓口を作ってほしいという声を聞きます。1か所に集約した最初の質問のIターン対策係のようなものを設ける予定はあるでしょうか。これがまず一つ目の質問です。

もう一つが、いろんな自治体のインターネット等を見ますと、移り住んでもらえるところに力を入れている自治体がかなりあります。その時に、私の考えではIターンアドバイザー等にインターネットにどんどん出てもらって、先例・実績が出ている人たちに活躍してもらって、どんどん来てもらうというようなことも検討させていただきたいと思います。

もう一つが、やっぱりこれも移り住んで、今現在いる若者たちと話した中で、一番困るのが家の問題なんですけれども、村外から移り住んできた人間は、信用がまだ築けておりませんから家を借りるのに非常に難儀しています。その時、先ほど村長がJAに委託して空き家情報をとりましたけれども、是非とも村の信用で家を借り上げて、移ってきたならば1年なり2年の家賃を補てんするようなケアをしていただければありがたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（高橋正治君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい。

それらも含めて、むらづくり観光課長から説明をさせますので、よろしく申し上げます。

議長（高橋正治君） むらづくり観光課長 木下浩美君。

むらづくり観光課長（木下浩美君） はい。

ただいまの質問に、お答えをさせていただきたいと思います。

定住促進につきましては、先ほど村長が申しましたように、若者雇用創出室という部屋が今年度4月からスタートをしております。そちらが専用の窓口となって対応をしてみたいと、しっかりやっていきたいと思っています。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

二点目のご質問ですけれども、「既に来られている移住されている移り住んで来られている方に話を聞いて、いろいろ進めていったらいいんじゃないか」「インターネット等も活用していったらいいんじゃないか」ということでございますけれども、まさにそのとおりだというふうに考えております。

近々そのような方に集まっていただいて、いろいろ話を伺いたいと予定をしているところでございます。

インターネットを使つてのそういう情報発信についても、今計画をしているところでございます。

次に、三点目ですけれども、家の問題、家賃の補助制度は先ほど村長が申しましたように、今年度からそのような制度ができております。これを広く周知をしてみたいと思います。

また、村の例えば信用で借りてやったらどうかということにつきましては、今後そのようなことについて必要があれば、検討をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

3番（星野精一君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 3番 星野精一君。

3番（星野精一君） はい、3番。

前向きな答えをありがとうございます。

今回の震災でボランティア組織が立ち上がりましたけれども、ここに集まったメンバーを見ると、I ターンの方たちが大勢を占めております。本当に片品村に活力を与えてくれる人たちが、たくさん集まって、移り住んでくれたと。この人たちの活力を、村の活力をつなげるためにより一層の今後の行政の支援をよろしくお願いします。

以上もちまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（高橋正治君） 一般質問を終わります。

議長（高橋正治君） 暫時休憩いたします。

午前11時19分

午前11時30分

議長（高橋正治君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5 議案第33号 片品村税条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正治君） 日程第5、議案第33号 片品村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第33号 片品村税条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の一部改正は、東日本大震災による地方税法の一部改正が4月27日に公布されたことにより、被害が未曾有のものであることに鑑み、被災者への対応について現行税制では対応できないと考えられるもの等についての特例税制措置が同日付で施行されたため、住民税及び固定資産税に係る村税条例の一部改正をお願いするものであります。

附則につきましては、施行期日を定めたものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願いします。

議長（高橋正治君） なお、詳細な説明を求めます。

住民課長 星野純一君。

住民課長（星野純一君） はい。

（詳細説明）

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、議案第33号 片品村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 片品村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第34号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正治君） 日程第6、議案第34号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第34号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の一部改正は、国民健康保険法等の改正による出産育児一時金の支給についての改正であります。

平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に引き上げた支給額について、平成23年4月から恒久化することによる一部改正でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） なお、詳細な説明を求めます。

保健福祉課長 吉野耕治君。

保健福祉課長（吉野耕治君） はい。

（詳細説明）

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、議案第34号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第35号 片品村下水道条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正治君） 日程第7、議案第35号 片品村下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第35号 片品村下水道条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

下水道排水設備工事責任技術者試験制度の改正により、合格者に交付される下水道排水設備工事責任技術者免状が、下水道排水設備工事責任技術者証と変更されたことと、条項を引用する場合の法制執務のルールにしたがった訂正による一部改正でございます。

附則につきましては、施行期日を平成23年7月1日に定めるものでございます。

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) これで討論を終わります。

これから、議案第35号 片品村下水道条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 片品村下水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第36号 平成23年度片品村一般会計補正予算(第3号)について

議長(高橋正治君) 日程第8、議案第36号 平成23年度片品村一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第36号 平成23年度片品村一般会計補正予算(第3号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の予算総額に4,719万6,000円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ34億5,671万7,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、地方交付税を4,350万円、国庫支出金を200万円、県支出金を169万6,000円、それぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費の庁舎北側玄関スロープ新設工事及びLED蛍光灯購入費等を674万1,000円、村たばこ税交付金を181万円、衛生費の寄居山温泉センター改修費を3,380万円などにつきまして、増額補正をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） 議案第36号の質疑以降については、後日の本会議において審議します。

日程第9 報告第2号 平成22年度片品村一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長（高橋正治君） 日程第9、報告第2号 平成22年度片品村一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

報告第2号 平成22年度片品村一般会計繰越明許費繰越計算書について、提案の説明を申し上げます。

この報告は、今年の3月議会において、平成22年度から平成23年度に繰り越して実施することについて、ご承認をいただきました繰越明許費の計算書でございます。

内容につきましては、庁舎多目的トイレ整備事業、地上デジタル放送難視聴解消事業、土出公民館整備事業、村道整備事業、公園整備事業、片品中学校安全対策施設整備事業、片品中学校公用車更新事業の合計七つの繰越事業がございますが、これらについて総額2億2,680万8,000円の繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第14条第2項の規定によりご報告申し上げます。

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

日程第10 同意第3号 片品村教育委員会委員の任命について

議長（高橋正治君） 日程第10、同意第3号 片品村教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長（千明金造君） はい、村長。

同意第3号 片品村教育委員会委員の任命について、提案の説明を申し上げます。
片品村教育委員会委員 星野和助氏の任期が、平成23年6月17日に満了になるため、その後任として星美弥子さんをお願いするものであります。

星美弥子さんは、人格並びに教育に関する識見とも適任者であると思いますので、ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、同意第3号 片品村教育委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号 片品村教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第11 同意第4号 片品村教育委員会委員の任命について

議長（高橋正治君） 日程第11、同意第4号 片品村教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長（千明金造君） はい、村長。

同意第4号 片品村教育委員会委員の任命について、提案の説明を申し上げます。
片品村教育委員会委員 井上隆至氏の任期が、平成23年9月5日に満了になるため、引き続き井上隆至氏に教育委員をお願いするものであります。

井上隆至氏は、人格並びに教育に関する識見とも適任者であると思っておりますので、ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、同意第4号 片品村教育委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号 片品村教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第12 同意第5号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（高橋正治君） 日程第12、同意第5号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長（千明金造君） はい、村長。

同意第5号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案の説明を申し上げます。

片品村固定資産評価審査委員会委員の千明好次氏が、平成23年6月24日で任期満了になります。

つきましては、同人千明好次氏を委員に再任いたしたく、同意をお願いするものでございます。

千明好次氏につきましては、人格及び識見共に適任者だと思いますので、よろしく願い申し上げます。

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、同意第5号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第5号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第13 同意第6号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（高橋正治君） 日程第13、同意第6号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

同意第6号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案の説明を申し上げます。

片品村固定資産評価審査委員会委員の小林正雄氏が、平成23年6月24日で任期満了になります。

つきましては、萩原照夫氏を委員に選任いたしたく、同意をお願いするものでございます。

萩原照夫氏につきましては、人格及び識見共に適任者だと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、同意第6号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第6号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

議長（高橋正治君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前11時05分 散会